

特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業のご案内

はじめに

渋谷区では、平成24年度から特定緊急輸送道路沿道建築物に対する助成を行っています。

東京都は、平成23年4月に「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」を施行し、震災時における避難、救急消火活動等を支える緊急輸送道路の機能を確保するため、特定緊急輸送道路*を指定しました。その沿道建築物のうち、要件に該当する特定緊急輸送道路沿道建築物には、所有者等に耐震化状況の報告義務や耐震診断の実施義務が課せられています。

*特定緊急輸送道路は、渋谷区内において、甲州街道、国道246号、首都高速道路です。

対象建築物

- ①昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建築物
- ②敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物
- ③建築物のそれぞれの部分から特定緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、道路幅員の2分の1に相当する距離を加えたものに相当する高さの建築物
- ④補強設計、耐震改修、建替え又は除却工事で令和13年3月31日までに事業に着手していること

対象者

下記のいずれかに該当する者

- ①対象建築物の所有者
- ②区分所有建築物の場合
管理組合（区分所有法第3条若しくは第65条に規定する団体又は同法第47条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。）若しくは区分所有者の集会の議決で決定された代表者又はマンション建替え円滑化法に基づくマンション建替組合、個人施行者若しくは認定買受人
- ③共有建築物の場合
共同所有者全員の合意によって選出された代表者

助成内容と限度額（分譲マンション以外）

区分	助成対象費用の限度額（消費税を含む）	助成額
補強設計に要する費用	延べ面積に応じて次のアからウまでを合計した額 ア 1,000㎡以内の部分は5,000円/㎡以内 イ 1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は3,500円/㎡以内 ウ 2,000㎡を超える部分は2,000円/㎡以内	助成対象費用の5/12以内の額
耐震改修、建替え及び除却に要する費用	ア 耐震診断の結果、Is値が0.3未満相当の建築物 62,700円/㎡以内かつ627,000,000円以内 イ ア以外の建築物 57,000円/㎡以内かつ570,000,000円以内 ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、93,300円/㎡以内かつ933,000,000円以内 建替えを行う場合にあっては、耐震改修に要する費用相当分 除却を行う場合にあっては、耐震改修に要する費用以内かつ 除却に要する費用以内 ※住宅（マンションを除く）にあっては57,000円を39,900円と読み替える。	助成対象費用の11/30以内の額 ただし、5,000㎡を超える部分については、助成対象費用の11/60以内の額

助成内容と限度額（分譲マンション）

区分	助成対象費用の限度額（消費税を含む）	助成額
補強設計に要する費用	延べ面積に応じて次のアからウまでを合計した額 ア 1,000㎡以内の部分は5,000円/㎡以内 イ 1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は3,500円/㎡以内 ウ 2,000㎡を超える部分は2,000円/㎡以内	助成対象費用以内の額
耐震改修、建替え、除却に要する費用	通常 ア 耐震診断の結果、Is値が0.3未満の分譲マンションで延べ面積が1,000㎡以上のもの 56,900円/㎡以内かつ569,000,000円以内の額。ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は86,400円/㎡以内かつ864,000,000円を限度 イ ア以外の分譲マンションで延べ面積が1,000㎡以上のもの 51,700円/㎡以内かつ517,000,000円以内の額とする。 ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は86,400円/㎡以内かつ864,000,000円を限度 ウ 延べ面積1,000㎡未満の分譲マンション 39,900円/㎡以内かつ399,000,000円以内の額	助成対象費用の9/10以内の額
加算基礎額（耐震改修のみ）	耐震改修に要する費用（実際の工事費）の面積あたりの単価と85,500円（延べ面積1,000㎡未満の場合は58,850円）を比較して低い額から51,700円（延べ面積1,000㎡未満の場合は、39,900円）を引いた額を面積当たりの単価とし、その単価に面積を乗じた額とする。ただし、要綱別表第1の耐震改修工事に要する費用の補助対象事業費と合わせて855,000,000円以内（延べ面積1,000㎡未満の場合は、598,500,000円以内）の額とする。	<加算額> 加算の基礎となる額の17/30に、加算の基礎となる額の1/6以内かつ要綱別表第1に基づく区の助成額から加算の基礎となる額の17/30を控除した額の1/2以内の額を加えた額とする。 ただし、要綱別表第1に基づく区の助成額を超えない範囲とする。

